

# てらどまり

1980  
12/1  
No.85

冬に  
備える

樹々の枯れ葉が落ち終ると  
雪圍の長い冬がやって来ます。  
そんな樹々を守るため  
各地で冬囲いが盛んです。

〈として保衛しましたよ〉

〈人口の動き〉 昭和55年12月1日現在 人口13,616 (男 6,577 女 7,039) 3,078世帯  
( ) は前月比 (-8) (-3) (-5) (+3)

## 製造業のみなさん 工業統計調査 エネルギー 消費構造 統計調査

### にご協力を

製造業の皆さん、通商産業省では昭和五十五年十二月三十一日現在で昭和五十五年工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を営むすべての事業所を対象として、製造品の出荷額、原材料使用額、有形固定資産額などを調査し、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

工業統計は、国や地方公共団体の産業構造政策、立地、水資源対策、中小企業施策などの立案のための基礎資料として用いられるほか、一般企業の需要予測・設備投資計画など広範に利用されています。

また、今年から新たに、エネルギー消費構造統計調査が行われることになりました。この調査は、製造業を営む従業者三十人以上の事業所を対象として、燃料の受入量、用途別消費量、在庫量などを調査し、製造業におけるエネルギー消費の実態を把握することを目的としており、工業統計調査と同様に実施されます。

時に実施されます。

エネルギー消費構造統計は、省エネルギーの推進、石油の安定的供給の確保、代替エネルギーの開発、導入の促進など各種の施策の策定のための基礎資料として利用されます。

調査をお願いする製造事業所には、年末年始にかけて調査員が調査票を持って伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票に記載された内容は、外部には絶対おぼしめませんので、安心してご記入ください。



(1)児童手当の受給資格と支給額  
児童手当は、日本国内に住所がある日本国民が、次の要件にあてはまっている時に支給されます。

1)十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童であり、他人の子を養育しても認定します。

2)受給者前年分所得が限度額以下であること  
(昭和五十五年度の場合  
合扶養親族がゼロで二  
二万六千円となつて  
います。)

3)児童手当の額は、三人以上の児童のうち、出生順に教えて三人目以降で義務教育終了者の児童一人につき月額五千円(町民税所得割のない場合六千五百円)で、二、六、十月の三回に分けてそれぞれの月の前月までの四ヶ月分をまとめて支払います。

(2)児童手当の認定  
1)出生、その他で十八歳未満の児童三人を養育する時、役場(大河津支所)の窓口で認定請求書を記入の上提出して下さい。

2)その年の一月一日現在の住所がいなかった方は、認定請求の時

## 児童手当制度のあらまし

前住所地の市町村長が証明する所得等の証明書が必要です。  
3)公務員、公共企業体職員の方は職場で手続することになります。  
(3)児童手当の消滅

1)十八歳未満の児童のうち出生順に数えて三人目以降の児童の中に義務教育終了前の児童がいなくなった場合、又は十八歳未満の児童の数が二人以下となった場合。

2)他市区町村に転出した場合。(この場合はすみやかに届け出て下さい。)

3)公務員、公共企業体等の職員となった場合(この場合も届け出て下さい)

(4)児童手当の額改定  
1)増額改定  
児童の出生などにより養育児童が増えた場合(届け出が必要)

2)減額改定  
十八歳未満の児童数が今までより少なくなった場合、  
以上の場合、  
以上の外、児童手当制度についておわかりにならないことや詳しいことについては役場住民課へお問い合わせ下さい。

## 大河津駅からのお知らせ!

指定券はお早目に!  
国鉄では十月一日から新しいダイヤになりましたが、ダイヤ改正とともに指定券の発売日も変わりました。十月一日からは乗車日の一ヶ月前から発売されています。  
なお、年末年始の受付日、および発売日は別表のとおりです。

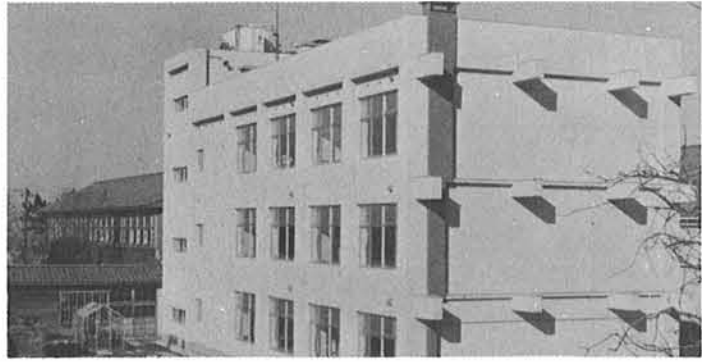
なお、長岡駅・東三条駅から御乗車の場合でも大河津駅から、指定券・乗車券を発売いたしておりますので御利用下さい。

くわしくは、TEL分水局(02569)七二三四五大河津駅へ、お尋ね下さい。

乗車月日	12/25	26	27	28	29	30	31
受付日	11/23	24	25	26	27	28	29
発売日	11/25	26	27	28	29	30	12/1

乗車月日	1/1	2	3	4	5	6
受付日	30	12/1	12/1	2	3	4
発売日	12/1	2	3	4	5	6



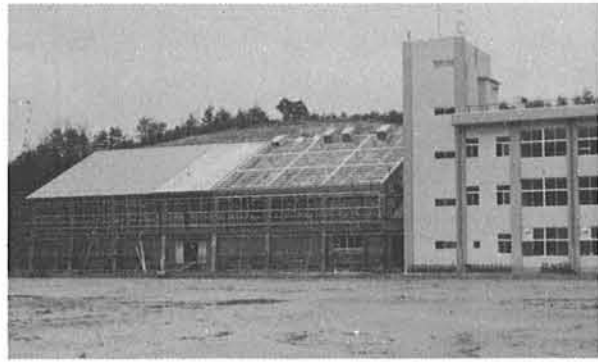
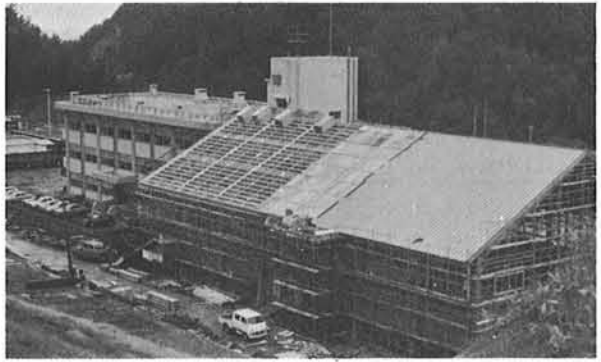


五月以来工事を進めておりました、寺泊中学校普通教室棟九〇一㎡（教室八八二㎡鉄筋三階建・渡り廊下十九㎡木造）の工事も終りこのほど喜びの竣工式を迎えました。普通教室六室と生徒便所（水洗式）を併設したモダンなホワイトカラー仕上げの建物です。  
十一日に引越しを行ない、十二日から新教室で授業を始めました。

## 完成しました 寺中学校舎

用具室等も設備されており、二階はギャラリーとして使われます。その他附属建物としてクラブハウス五棟も建てられ生徒の体育活動に大きな期待がもたれます。新年度からは教育施設が完備し名実共に立派な高校としてスタートする事になります。  
「町の高校として皆さんから理解をもっていたく事で通学に要する時間、経費のロスも省けその分生徒自身もゆとりをもって学習する事が大きなプラスと考えられます。」町をあげて高校の育成に努めましょう。

## 着々と進む各学校の工事



## 完成まで

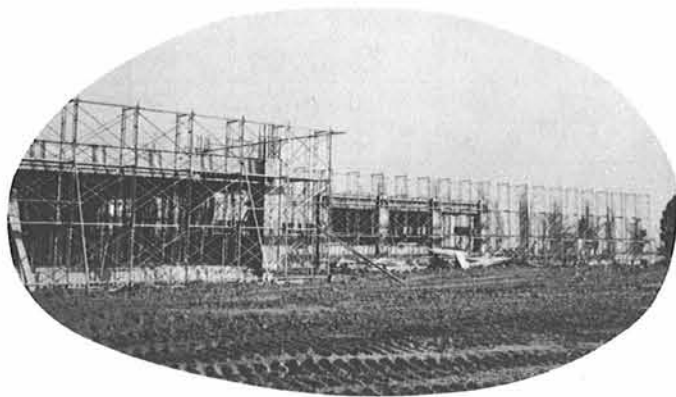
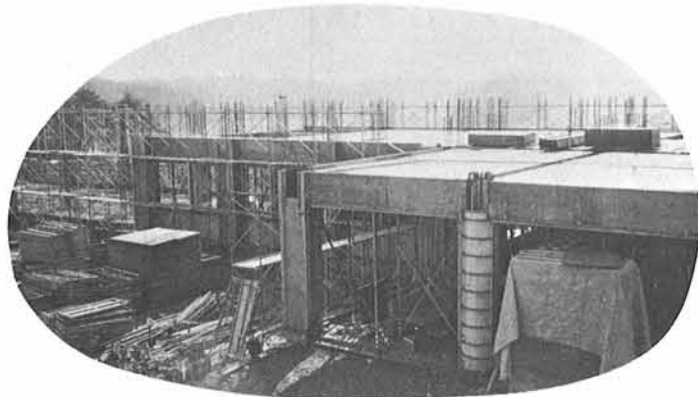
### あと一歩

### 寺高体育館

今春校舎が完成しましたのに続き又、体育館の新築工事も順調に進んでおります。  
体育館は、鉄筋一部二階建て総面積一九二五八㎡工事費も一億二千二百六万円で、工事は寺泊産業株式会社他二社が請負い来春三月完成を目標に着工されたものです。新体育館は体育室のほかステージ、

## 一階部分の鉄筋工事中 大河津小学校

八月の地鎮祭でスタートした大河津小学校の改築工事も順調に進んでおります。地山をけずった台地の上に基礎を強くするため十五mのコンクリート杭が三百本打込まれ工事は一階部分の鉄筋工事に取組んでおります。現場では降雪期を目前にして雪の来間間に二階まで仕上げたいとピッチをあげて工事に専念しております。

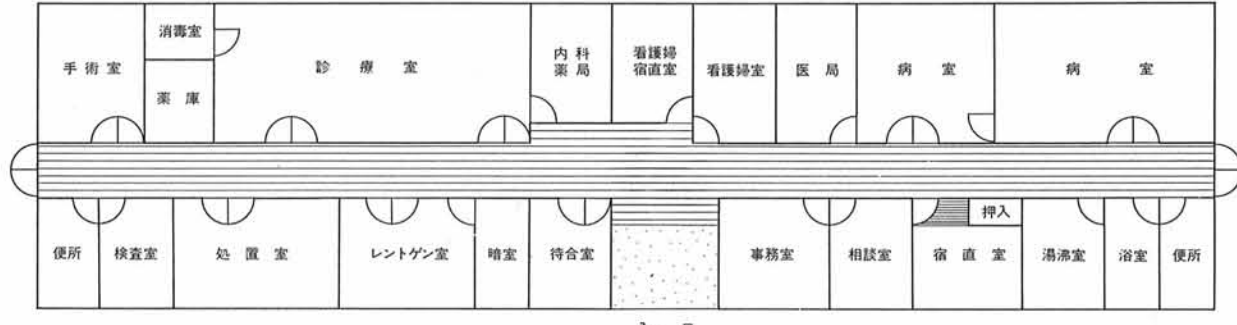


## 歯医者さんの名前は 富井康年 さん

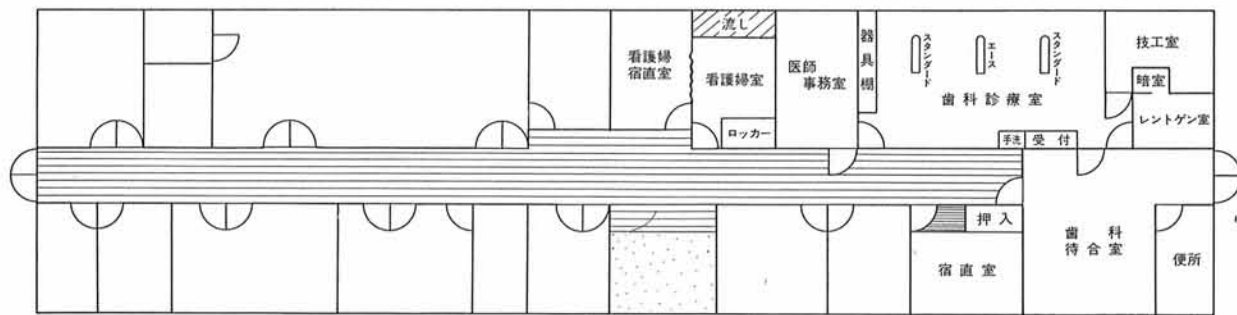
# 国保診療所内に 歯科医開設(来年4月1日)

町民の方々から永い間要望されてきました歯科診療について、いよいよ開始することになりました。富井医師のご好意により、町議会の同意も得、五十六年四月一日より診療所内に歯科を開設し、町民の歯科の診療に当たっていただくことになりました。  
同診療所（同町竹森）に来る歯医者さんは富井康年さん（三二才）です。  
歯の治療については町内には一軒の歯科医院しかなく、大部分は隣の分水、与板へ、遠くは長岡、新潟の医院まで通っている現状です。それも予約等の不便があり、歯が痛んでも我慢が出来なくなってしまうので医師の所へ通うという現状でありました。  
歯は健康の基本とも言われているので町も歯科衛生向上については配慮してまいりましたが、診療所の歯科開設に伴い、一層充実した歯科衛生が行なわれます。

診療所現況

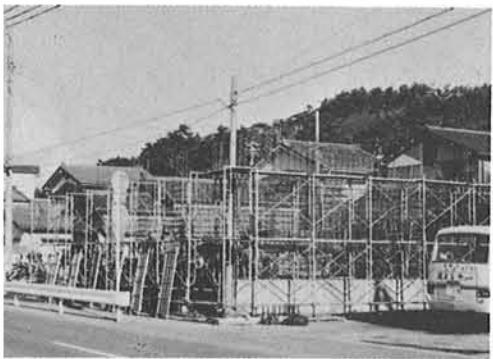


歯科開設による内部改装図



## 教員住宅建築工事 進行中

永い間教員住宅がないままに、町に赴任する先生の宿探しには各学校で大変苦心して参りました。是非教員住宅をつくって町においてになる先生から安心して張り合いをもって教育につくしてもらいたいと新築に対する強い要望があり、この度大字寺泊地内片町の町有地に鉄筋三階建四四七㎡二人居住用の住宅建築がまじりました。用地は海岸通りで交通の便がよく通勤にも都合のよい環境です。三月完成を目標に本体工事は寺泊産業、電気工事は不二電工、給排水衛生設備工事は分水町有隣工業が請負いすでに基礎工事が終り、寒風の中、鉄筋組み作業に現場は大変です。





ご協力ありがとうございました

皆様の協力により、第十三回目の国勢調査を無事終了することができました。この資料は国の政治、地方行政等の基礎資料として活用されます。結果は左記のとおりです。



昭和55年国勢調査(世帯・人口)概数一覧表

Table with 10 columns: 区分, 世帯数, 男, 女, 計. It lists census data for various municipalities and districts in Teramori, including population and household counts for 1980.

交通事故多発!!

町民一人ひとりが注意を

昭和四十八年以降昨年まで七年連続して件数、死者、傷者ともに減少するという成果をあげてきた県内の本年の交通事故は、前年と比較して件数、傷者は減少したものの死者は九月まで大巾に増え、本年中の交通死亡事故抑止目標(二〇〇人)の達成が危ぶまれています。寺泊町でも、昭和五十五年十月末現在で昨年同期と比較して死者



交通事故は、車を運転する人も道を歩く人も、お互いにゆずりあわなければ防止することができません。細心の注意をはらって寺泊町から交通事故をなくしましょう。

特集 交通事故 〇への願い 飲酒運転の防止

道路交通法 すぐすべての飲酒運転を禁止

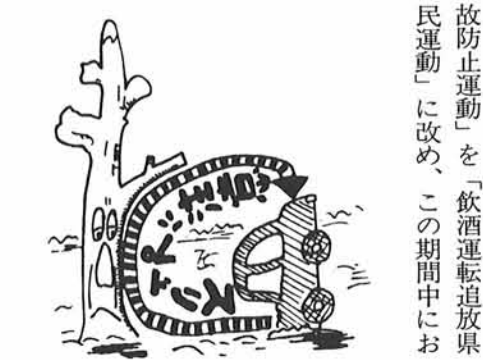
道路交通法は「何人も、酒気をおびて自動車、原動機付自転車等を運転してはならない」と定め、アルコールの量の程度にかかわらず、すべての飲酒運転を禁止しています。――酒気帯び運転――

と、一般的には、日本酒(一級)なら二〇〇ml(約一・一合)、ビールなら七六〇ml(約一、二本)、ウイスキー(四十度)なら八〇mlの量を二十分から三十分間で飲んだ場合に表われます。――罰則――

飲酒の影響で正常な運転ができない状態であれば、血中アルコール濃度に関係なく、つまり飲酒量に関係なく酒酔い運転となります。――罰則――

例年実施してきた「冬の交通事故防止運動」を「飲酒運転追放県民運動」に改め、この期間中における飲酒運転者を特に厳しく取締る方針です。

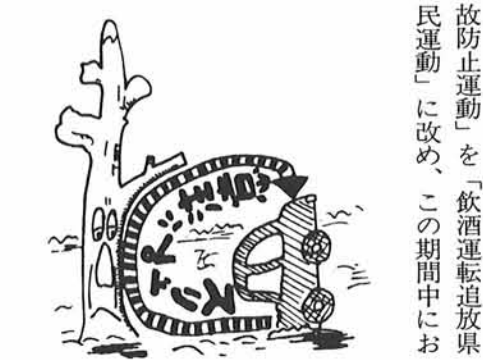
この飲酒運転の追放にあわせて冬期間特有のスリップ事故並びに踏切事故防止の徹底を図ることを目的として実施されるものです。町民各位の尚一層のご協力をお願いいたします。



多数のご署名ありがとうございました

「我が家の誓い 飲酒運転追放」署名運動結果

九月中に町交通安全協会と町嘱託員の協力を得て実施した「我が家の誓い 飲酒運転追放」署名運動については各家庭のご理解をたまわり、二、五二九世帯(町内全世帯の約八十%)のご署名をいただきました。昭和五十四年中に、酒酔い運転によって免許の取消し処分を受けた寺泊の住民が六人も居ます。これから年末・年始にかけては飲酒の機会が多くなる事柄、この署名運動を柱に町民一人ひとりが飲酒運転追放!!





# 農用地利用増進法

契約期間満了時には市町村や農業委員会が責任をもつて返還

面倒な手続きなしで農地の貸し借り・売り買いができます

遊ばせている農地を貸せるものなら貸したい、場合によっては売ってもよいと思っている人、あるいは農地を借りるか、又は買つて経営規模を拡大したいと望んでいる人は、面倒な手続きをしなくても安心して貸し借り、又は売り買



いができるようになりました。双方の間に立って納得のいくような利用条件、売買条件を定めるなど、交渉を代行してくれるのは市町村や農業委員会です。

集落等の団体単位で自主的な土地改良事業などが行えます

契約期間満了時には、離作料を要求されることなく返還されることになっており、農業委員会が責任をもつてあたります。また、再び貸し出す時も希望に添うよう世話をしてくれます。

市街化区域を除く全農地等が対象

貸し借り、売り買いができるのは、原則として市街化区域を除く市町村区域一円で、農地のほか農業用施設用地(畜舎、温室など)農用地開発用地(いわゆる未墾地)混牧林地なども含まれます。



貸出奨励金が支払われます



農用地等を貸す場合、貸付金とは別に、十アールあたり契約期間が三年から五年であれば一万円、間が三年から五年であれば一万円、裏作などの「期間貸出」なら五千円の奨励金が契約当初に交付されます。また、契約期間が六年以上の場合、奨励金は倍額になります。

農地を全部貸した人も農協の正組合員の資格をそのまま継続できます

自分の農地を全部貸した人でも引き続き、農協の正組合員の資格を持てる道が開かれました。

# 農用地が有効に活用できます

## 農地関係三法が成立・施行

農地はあるが、働き手がない。——もっと耕作地を広げたいが土地はうまく借りられるだろうか。こんな悩みをお持ちの方はおられませんか。



遊んでいる農地を有効に生かす、やる気のある人が農地を十分に活用できるように——このほど農地関係の三つの法律が施行されました。

三つの法律とは、農用地利用増進法(昭和五十五年九月一日施行)農地法改正法(同十月一日施行)農業委員会改正法(同九月二十日施行)です。

このうち農用地利用増進法、農地法改正法を中心に、その要点をご紹介します。

# 海の町寺泊に「平和の塔」完成

終戦から三十五年悲願の「平和の塔」が、軍恩連盟・遺族会が中心となって町民各位並びに当町にゆかりの方々のご理解と賛同を得て、善意に満ちた沢山の浄財で、みごとに坂井町の浜辺に建設されました。

に、町民だけでなく当町においてなるお年寄りから子供さんまで広く喜んでもらえるすばらしい憩いの場所になることでしょう。なお、像作者の新潟市早川亜美氏は、五月急に死亡されて、ご子息亜旗氏が遺志を継いで完成したものであります。

建設委員会(会長宮田佐一郎)が、三年がかりで取り組んでいたものであります。高さ七メートルの台座に、六メートルの青年と乙女の銅像で、青年は「希望」、乙女は「祈り」を表わしています。

台座の設計は新潟市株式会社設計で、施工は株式会社中元組であり、完工と同時に寄贈いただき、また敷地決定については、国・県より格別のご配慮をいただいたものであります。

台座の中には、当町の戦没者六百余柱のお位牌と等身大の佛像が安置されています。建設地はやがて海浜公園、平和の広場として近くの野球場、グラウンド、テニスコート、プールと共に

塔内のお位牌は正面に向かって右側に、下から一区、六区と納め正面の下から大津学区、山ノ脇学区、左側下から郷本地区、夏戸



# 救急車の利用について

～お願い～ ～消防署～

- 消防署で実施している救急業務は、消防法により傷病者を緊急に医療機関に、搬送するものであると定められています。救急車は、緊急車両として赤い回転灯を点灯し、サイレンを鳴らして走行しなければなりません。普通の車より速く走ることができますが、反面振動が大きく乗り心地は良くないので、緊急より安静を要する病人の搬送には、向いていませんので救急車を依頼する時は、このようなことも考えなければなりません。尚、患者を適切な医療機関に早く搬送する為に、通報は次のような内容でお願いします。
- 1、どうしたのか。
  - 2、場所は何町のどの辺りか。
  - 3、怪我人は何名か。
    - ここまで聞くと出勤します。
  - 4、事故の様子。
  - 5、怪我人の性別、年齢、氏名。
  - 6、怪我人の容体について詳しく病人の場合は、病気の症状、かかりつけの医師の有無、問い合わせた病院の有無。
- 今年十月三十一日まで半年間の救急出動件数
- |        |      |
|--------|------|
| 1、急病   | 九七件  |
| 2、交通事故 | 六一件  |
| 3、一般負傷 | 四二件  |
| 4、その他  | 二九件  |
| 5、労働災害 | 一六件  |
| 計      | 二四五件 |